

農地転用許可申請に係る資金証明について

農地法施行規則第30条第4号及び第57条の2第2項第1号で規定する書面について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- 1 全ての農地転用許可申請について、事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を添付するものとする。
- 2 当該書面は、金融機関の残高証明書、融資証明書のほか、預貯金通帳の写し（許可を申請する者のものに限る。）等でも可とする。

【添付書類例】

書類の名称	留意点
金融機関の残高証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 原本又は原本の写しであること。・ 発行後3箇月以内の証明であること。
融資証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 原本又は原本の写しであること。・ 発行後3箇月以内の証明であること。・ 金融機関以外の者から融資を受ける場合は、融資証明書及び融資する者に係る金融機関の残高証明書等を添付すること。
預貯金通帳の写し	<ul style="list-style-type: none">・ 銀行名、支店名、口座名義人の氏名、最終残高が分かるページの写しを添付すること。・ 普通預金の場合は、最終入出金日が申請日から3箇月以内であること（最終残高の証明として不要な記載については、黒塗りでも可）。

- 3 本取扱いは、平成28年6月1日より適用する。